

滝川市 子どものいじめ防止基本方針



滝川市いじめ根絶シンボルマーク開発作成

令和6年4月改定
滝川市・滝川市教育委員会

はじめに【滝川市子どものいじめの防止等に関する条例第1条】

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心やからだの健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、いのちや心とからだに重大な危険を生じさせる恐れがあります。

この基本方針は、子どもの尊厳を保持し、学校・家庭・地域住民・行政その他の関係者が相互に連携協力し、いじめの問題の克服に向けて取り組むため、滝川市子どものいじめの防止等に関する条例に基づき、いじめ防止など（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの早期解消その他のいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定しました。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1. いじめの定義等【条例第2条】

(1) 「いじめ」とは、子どもに対して、一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含みます。）であって、その対象となった子どもが心や体の苦痛を感じているものをいいます。

留意点：一定の人間関係とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、子どもと何らかの関係がある子どもを指します。

(2) いじめに当たるか否かの判断については、次のとおりとします。

- ① いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立つこと。
- ② いじめを受けていても、子ども自身が否定するときがあることから、日頃から子どもの表情や様子をきめ細かく観察すること。
- ③ インターネット上の悪口などは、書かれた子どもがそのことを知らずにいるときは、苦痛に至っていないケースについても、加害行為をした子どもに対する適切な指導が必要であること。

留意点: 子どもの好意から行ったことが、意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまったときは、厳しい指導だけでなく、行為を行った子どもには悪意がなかったことを十分に踏まえて対応します。

留意点: いじめは、加害者と被害者という二者関係だけでなく、学級や部活動などの集団における、はやしたてたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在により、潜在化したり深刻化したりするものがあることを十分に踏まえて対応します。

留意点: 例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常から、子どもの特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の子どもに対する必要な指導を組織的に行います。

留意点: 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えないところで被害がしている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもが感じる心や体の苦痛に着目していじめか否かを判断します。

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害者と加害者の関係修復状況などの事情も考慮して判断するものとします。

なお、いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めたチームで判断することが大切です。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

留意点：相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期間の観察が必要と判断される場合は、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、さらに長期の期間を設定して、子どもの様子を含め状況を注視し、時間が経過した段階で解消の判断を行うものとします。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

留意点：被害者本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

2. 基本理念【条例第3条】

- (1) いじめの防止などのための対策は、いじめが全ての子どもに関係する問題であることから、子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを基本として行われなければなりません。
- (2) いじめの防止などのための対策は、全ての子どもがいじめを行わず、他の子どもに対して行われるいじめをはやし立てず、及びこれを認識しながら見逃すことがないようにするため、いじめが子どもの心と体に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する子どもの理解を深めることを基本として行われなければなりません。
- (3) いじめの防止などのための対策は、いじめを受けた子どものいのちや心と体を保護することが特に重要であり、いじめを受けた子どもに責任はないという認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者が相互に連携協力し、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

留意点：いじめられる子どもに何らかの原因、相応の理由が認められるときがあっても、それによって、いじめてよい、いじめられてよいということではなく、いじめに結び付く原因や理由を事前に取り除き、予防に努める

とともに、発生したいじめに対しては、関係者が相互に連携しながら解消します。

3. 市の責務【条例第18条・19条・22条】

(1) 市の責務

- ① 市は、学校に通うすべての子どもが、いじめに遭わない、いじめが起きない学校として、安心して過ごすことができるよう、いじめの防止等のための施策を推進します。
- ② 市は、いじめを早期に発見するために子どもに対する定期的な調査の回数や方法、いじめに係る相談を行うことができる体制の整備や方法等を工夫し、学校として必要な取組を重点化・明確化するよう指導・助言します。
- ③ 市は、学校に所属する教職員のいじめの問題への資質・能力の向上に向けた啓発資料の配布に取り組むとともに、いじめの問題に対する対応についての校内研修が促進されるよう指導・助言します。

4. 学校及び学校教職員の責務【条例第6条・20条】

(1) 学校の責務

- ① 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。
- ② 学校は、子どもが安心して通学でき、学習・生活することができる場であることが求められることから、単にいじめをなくすという取り組みにとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加することができる授業づくりや、好ましい人間関係を基盤とした豊かな集団生活を送ることができる環境づくりに努め、学校において「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関と密接に連携します。

- ③ 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、子どもを、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性を育み、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない環境をつくります。
- ④ 学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しがゼロ」という意識をもち、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知します。
- ⑤ 学校は、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備します。

(2) 学校教職員の責務

- ① 教職員は、いじめの解決とは、いじめた子どもによる、いじめられた子どもに対する謝罪のみで終わるものではないことから、いじめられた子どもといじめた子どもはもとより、他の子どもとの関係の修復を図り、双方の当事者や周りの子どもが好ましい集団活動を取り戻し、互いを尊重し、認め合う人間関係ができるよう指導します。
- ② 教職員は、いじめを発見したり、いじめに関わる通報・相談を受けたりした場合は速やかに「学校いじめ対策組織」に対して、いじめに係る情報を報告するとともに、内容を記録化し、学校の組織的な対応につなげます。
- ③ 教職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりしません。
- ④ 教職員は、「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認したうえで、いじめに組織的に対応します。

5. 保護者の責務と子どもの遵守事項 【条例第4条・7条・17条・21条】

(1) 保護者の責務

- ① 保護者は、子どもの発達の段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、いのちを尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、家庭での取り組みに努めます。
- ② 保護者は、いじめを行った子どもに対して、子どもの行った行為に対して厳しい反省を促すとともに、誰もがいじめる側にも、いじめられる側にもなる可能性があることを理解し、保護者として子どもに寄り添い、支えるよう努めます。
- ③ 保護者は、家庭において、子どもに基本的な生活習慣を確立させることや社会生活上のルールやマナーを守ること、してはいけないことはしないなどの規範意識を身に付けさせるよう努めます。
- ④ 保護者は、子どもの生活の様子に変化や不安を感じる場面があったときは、学校をはじめ関係機関に相談するなどして、子どもの悩みや不安を受け止め、その解消に努めます。
- ⑤ 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び児童生徒の発達の段階に応じ、その保護する児童生徒について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めます。また、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意します。

留意点: 保護者は、子どもがいじめを受けている場合は、子どものつらく、不安な気持ちを受け止め、心と体の安全を守ることを第一に考え、子どもを安心させるよう努めます。

(2) 子どもの遵守事項

- ① 子どもは、いじめが絶対に許されない行為であるという認識に立ち、友だちと互いに認め合いながら**思いやりの心を持って**過ごし、いじめを行わないよう努めます。
- ② 子どもは、自らいじめを受けたとき、いじめを見たり聞いたりしたときは、一人で抱え込まず、勇気をもって、家族や友人、先生へ相談するとともに、いじめ相談窓口**やいじめ把握のためのアンケート調査を活用する**よう努めます。
- ③ 子どもは、パソコンやスマートフォン等を通じて行われるいじめの防止のため、利用する際は、**学校や保護者との約束事を守る**よう努めます。

6. 市民及び事業者の責務 【条例第8条】

(1) 市民及び事業者の責務

- ① 市民及び事業者は、子どもの発達の段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、いのちを尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校の教育活動や家庭と連携した地域での取り組みを進めます。
- ② 市民及び事業者は、地域において、子どもの様子に変化や不安を感じる場面があったときは、学校や保護者をはじめ関係団体等に連絡し、子どもの抱える問題の解消に協力します。

II いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1. 滝川市子どものいじめ防止基本方針の策定 【条例第10条】

市は、学校、家庭、地域住民、関係行政機関その他の関係者間の連携により、いじめの問題への対策を社会全体で進め、本市の子どものいじめの防止等のための対策をより実効的なものにするため、本市及び市立学校におけるいじめ防止基本方針の策定や組織体制の整備充実、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な運用を明らかにするとともに、これまでのいじめの防止対策の蓄積を生かした、いじめの防止等のための基本方針を策定します。

2. 滝川市いじめ問題対策連絡協議会の設置 【条例第12条】

- (1) 市は、平成25年9月28日施行された、いじめ防止対策推進法に定める組織として、教育委員会に「滝川市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止などに関係する機関及び団体との連携を協議するとともに、啓発を効果的に進めます。
- (2) 滝川市いじめ問題対策連絡協議会の機能については、次のとおりとします。
- ① いじめの防止などの対策に関わる関係機関及び団体と連携し、取組の共有を図るとともに、効果的な啓発について協議します。
 - ② いじめ問題をはじめ、生徒指導上の課題や地域の子どもたちの健全育成に係る取組について、共有を図るとともに、効果的な啓発について協議します。
 - ③ 市において「滝川市子どものいじめ防止基本方針」の策定や改定にあたり、協議を行います。また、滝川市いじめ防止専門委員会と連携し、いじめの防止等の対策についての取組を進めます。
- (3) 滝川市いじめ問題対策連絡協議会の委員は、次の機関・団体から推薦を受けた、8名です。
- ①札幌法務局滝川支局
 - ②札幌方面滝川警察署
 - ③國學院大學北海道短期大学部
 - ④滝川市町内会連合会連絡協議会
 - ⑤滝川市民生委員児童委員連合協議会
 - ⑥滝川市PTA連合会
 - ⑦滝川市校長会
 - ⑧滝川市保健福祉部

3. 滝川市いじめ防止専門委員会の設置 【条例第13条】

- (1) 市は、いじめの防止などのための対策を実効的に行うため、いじめ防止対策推進法に定める組織として、教育委員会に「滝川市いじめ防止専門委員会」を設置します。

(2) 滝川市いじめ防止専門委員会の機能については、次のとおりとします。

- ① 教育委員会の諮問により、「滝川市子どものいじめ防止基本方針」に基づくいじめの防止の対策の実効的な推進に関する重要事項を、専門的知見から調査審議します。
- ② 教育委員会の諮問により、学校におけるいじめ事案について、付属機関として調査審議します。
- ③ 重大事態に対処し、付属機関として事実関係を明確にするため調査します。

(3) 滝川市いじめ防止専門委員会の委員は、学識経験及び知見を有する者で、大学教授、臨床心理士、人権擁護委員、保護司の4名です。

(4) 教育委員会は、特別な事項を処理するため必要があると認めるときは、医師や弁護士など特別委員を置きます。

(5) 重大事態の定義については、次のとおりとします。

- ① いじめにより子どものいのちや心と体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより子どもが相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

III いじめの防止等のための対策の内容 【条例第11条・14条・22条】

1. いじめの未然防止

(1) 子どもの発達の段階に応じて、各教科や道徳において、人の喜びや悲しみを共有し、感性豊かな心を育む教育の充実を図り、社会性や規範意識の高い学校づくりを進めます。

《主な取組》

○道徳教育推進事業(平成19年度～)

道徳の公開授業を実施した道徳教育研究員の実践発表及び研究成果の教職員への還流・発信（実践発表会の開催、指導案集の配付）、**講師招聘による道徳教育推進事業研修会（示範授業、講演会）の実施**

- 「滝川市いじめ問題指導資料」改訂版の作成（随時）

(2) 電話・メールによる24時間の相談・通報体制を図り、相談者への支援と助言及び学校との情報を共有します。

《主な取組》

- 教育・いじめ相談 24時間電話(平成18年度～) ☎0800-800-8734（無料）
- いじめ相談メール(平成18年度～) ijime_soudan@city.takikawa.lg.jp
担当：滝川市教育委員会教育部教育総務課
- いじめに関する通報・相談電話(平成26年度～)
☎0125-23-5217
担当：**滝川市保健福祉部子育て応援課
こども家庭相談室**
☎0125-28-8042
担当：**滝川市教育委員会教育部教育総務課**

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対するパトロールを実施するため、相談体制を整備するとともに、子どもに対する情報モラル教育を充実し、保護者への理解を深めるための啓発を行います。

《主な取組》

- 北海道教育委員会が実施するネットパトロールの情報を受理し、学校が行う実態調査とその適切な子どもへの指導に係る助言
- 各学校による定期的なネット監視業務の実施と適切な子どもへの指導
- 小学校・中学校入学説明会において、保護者へのネットトラブルなどに対する啓発
- 情報モラル教材の開発と学校への提供（平成28年度～）

(4) 教職員の資質向上のための研修会及び情報共有を計画的に実施します。

《主な取組》

- いじめの防止に関する教職員研修講座の開催（平成19年度～）
- 生徒指導主事会議（年4回）の開催

(5) 学校が実施する自己評価において、いじめの防止などの取組について適正に評価・公表が行われよう支援します。

(6) いじめの相談・通報体制及びいじめを受けた子どもの救済制度等について啓発します。

《主な取組》

- 子どものいじめの防止等に関する条例の施行により、いじめの相談・通報体制及びいじめ、いじめを受けた子どもの救済制度やいじめを行った子どもに対する指導などについて、リーフレットなどによる啓発（平成 26 年度～）
- いじめの相談・通報を電話やメールを活用して発信できるように、子ども向けの「カード」の配付（平成 19 年度～）

(7) 子ども自身が、いじめの相談・通報体制を活用できるよう啓発します。

《主な取組》

- いじめの相談・通報を電話やメールを活用して発信できるように、子ども向けの「カード」の配付（平成 19 年度～）
- 小・中学校の教室内に電話やメールを活用して発信できるように、ポスターを掲示（平成 25 年度～）

(8) 学校の児童会・生徒会が、いじめの撲滅や仲間づくりを呼びかける活動やその取り組みを交流する場を開催するなど、子ども自身が主体的な活動ができるよう支援します。

《主な取組》

- 絆づくり成果交流会の開催（平成 21 年度～）
- 小中連携したいじめ根絶の取組の支援

(9) いじめの防止等のための対策について、実施状況を定期的に点検評価し、その結果を公表するとともに、不断の見直しを行います。

《主な取組》

- いじめ防止対策のための施策事業に係る、事務事業点検評価制度により、外部からの評価を活用して事業の不断の見直し（平成 19 年度～）

2. いじめの早期発見及びいじめの早期解消

【条例第 15 条・16 条・17 条・18 条・19 条】

- (1) 電話・メールによる相談・通報を受けた事案の迅速な対処を学校と連携して進めます。
- (2) 学校が子どもに対して行ういじめに関する質問票（アンケート）調査の実施を支援し、助言します。

《主な取組》

- いじめの把握のためのアンケート調査（平成 19 年度～）
アンケート調査記載内容についての保護者との共有
- 「滝川市いじめ防止専門委員会」において、質問票調査の報告内容の検証（平成 26 年度～）

- (3) 学校における、いじめの防止等のための対策に従事する教職員及び専門的知識を有する者を配置し、活用を促進します。

《主な取組》

- 市立小学校スクールカウンセラーの配置（平成 19 年度～）
- 滝川西高等学校のスクールカウンセラー配置（平成 21 年度～）
- スクールソーシャルワーカーの配置（平成 20 年度～）

※中学校のスクールカウンセラーは、北海道教育委員会が配置

- (4) 学校は、子どもや保護者、地域住民からいじめ相談・通報を受理することができるよう相談体制を充実します。

《主な取組》

- 学校は、いじめ防止基本方針を策定し、子どもや保護者、地域住民から相談・通報を受理（平成 26 年度～）
- 学校は、相談・通報の対処にあたり、実効的な推進を図るため専門委員会を設置（平成 26 年度）

- (5) 学校は、教職員が学級づくりや子どものより良い人間関係を客観的に把握するため調査を行い、子どもを指導します。

《主な取組》

○QU シート及び子ども理解ツール（ほっと）などの調査の実施（平成 19 年度～）

3. いじめへの対処【条例第 24 条・25 条・26 条・27 条】

- (1) 子どもや保護者、地域住民からいじめの相談・通報などを受けた場合は、学校への支援を行うとともに、必要に応じ教育委員会が、調査を実施します。

- (2) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであるときは、警察署と情報を共有するなど連携します。

《主な取組》

○「児童生徒の健全育成を推進するための滝川市教育委員会と札幌方面滝川警察署との連携に関する協定書」による情報共有と連携（平成 25 年度～）

- (3) インターネット上の不適切な書き込みに対して、学校と情報を共有し、改善に向けて支援します。

《主な取組》

○各学校による定期的なネット監視業務の実施と適切な子どもへの指導に係る助言と支援

- (4) いじめがあったことが確認されたときは、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた子どもとその保護者を、学校と連携して支援します。

- (5) いじめを受けた子どもが安心して教育が受けられるよう、学校と連携して、いじめを行った子どもを別室で学習させることや必要に応じて、出席を停止することを保護者に命ずるなどの対処をします。

《主な取組》

- 「滝川市立小学校又は中学校の児童又は生徒の出席停止の命令の手続に関する規則」の適切な運用（平成 14 年度～）

- (6) いじめを行った子どもに対して指導し、その保護者へ助言します。

IV 重大事態への対処 【条例第 31 条・32 条・33 条・34 条・35 条】

1. 教育委員会の対処

- (1) 教育委員会は、重大事態の対処及び発生防止のため、滝川市いじめ防止専門委員会による事実関係を明確にするための調査を行います。
- (2) 教育委員会は、重大事態の調査を行うとき、又は重大事態の調査が終了したときは、速やかに市長に報告します。
- (3) 教育委員会は、重大事態の調査を行うときは、いじめを受けた子どもとその保護者が意見を述べることのできる機会を確保します。
- (4) 教育委員会は、重大事態の調査結果の報告を市長に行うときは、そのいじめを受けた子どもとその保護者からの希望があるときは、子どもとその保護者の意見を書面により市長に報告します。
- (5) 教育委員会は、重大事態の調査を行ったときその他必要があると認めるときは、いじめを受けた子どもとその保護者に対し、その調査に係る事実関係、その他必要な情報を適切かつ迅速に提供します。

2. 市長の対処 【条例第 36 条】

- (1) 市長は、重大事態に係る報告を教育委員会から受けたとき、又は必要があると認めたときは、その対処及び発生防止のため、付属機関を設けるなどの方法により、教育委員会による調査の結果について再調査を行います。

(2) 市長は、(1)の調査を行ったときその他必要があると認めるときは、いじめを受けた子どもとその保護者に対し、その事実関係やその他の必要な情報を適切かつ迅速に提供します。

3．市長及び教育委員会の対処 【条例第36条4】

市長及び教育委員会は、市長が行った調査の結果を踏まえ、それぞれの権限及び責任において、重大事態への対処及び発生防止のため、必要な施策を実施します。